

椎原診療所の診療日の変更について

八代市立椎原診療所条例（抜粋）

第1条 地域住民の健康保持及び医療福祉の増進並びに地域医療の確保を図るため、八代市泉町椎原に診療所を設置する。

第4条 八代市椎原診療所（以下「診療所」という。）における診療は、保険診療とし、熊本県との協定に基づき派遣される医師によるものとする。

第5条 診療所の診療時間及び診療日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 診療時間 午前9時から午後5時まで
- (2) 診療日 月曜日から土曜日まで（第2土曜日及び第4土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

① 労働基準法第32条・・・労働時間は週40時間以内

↓

現状では労働基準法に違反状態

② 県からの派遣医師による常勤医師のいる湯島診療所は土曜日休診勤務条件が悪いことから派遣にも影響が懸念される

平成23年度より診療日を月曜日から金曜日までとする。（国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）

表2-2

町名	系統名	変更内容
東陽町 泉町	①河俣～種山線	<ul style="list-style-type: none"> ◆平日における種山発 11時15分の便と河俣発 11時52分の便を増便する。 ◆終点を福島商店とする。
	②河俣～種山線（座連・美生経由）	<ul style="list-style-type: none"> ◆種山発 12時22分の便を 11時15分に変更する。
	③新里～種山線	<ul style="list-style-type: none"> ◆現状維持
	④小浦～種山線	<ul style="list-style-type: none"> ◆種山発 12時20分の便を 11時15分に変更する。
	⑤落合～種山線	<ul style="list-style-type: none"> ◆落合発 10時50分と種山発 12時05分の便を増便する。 ◆落合発 9時40分の便を 7時45分に変更する。 ◆落合発 13時40分の便を 12時50分に変更する。 ◆種山発 11時10分の便を 10時05分に変更する。 ◆種山発 13時15分の便を 13時25分に変更する。
	⑥岩奥～落合線	<ul style="list-style-type: none"> ◆⑥・⑦・⑧の便を統合し、『岩奥～落合線』とする。 ◆那賀川沿い止壁までの運行とする。
	⑦岩奥～落合線 (横手・一ツ氏・南川内経由)	<ul style="list-style-type: none"> ◆岩奥発の便を 8時10分と 15時20分とする。 ◆落合発の便を 10時45分と 15時40分とする。 ◆内桑地区乗り入れある。
	⑧岩奥～落合線 (深山・木場・打越・上の門上・糸原経由)	<ul style="list-style-type: none"> ◆⑨・⑩の便を統合し、『岩奥～落合線』とする。 ◆那賀川沿い止壁までの便とする。
	⑨古園～落合線	<ul style="list-style-type: none"> ◆古園～落合線
	⑩古園～落合線（深山谷・日当・杉の谷・野添経由）	<ul style="list-style-type: none"> ◆古園発の便を 8時50分と 12時40分とする。 ◆落合発の便を 14時55分と 16時30分とする。